



クラウドクレジット・ファンディング合同会社

2023年6月14日

ペルー小口債務者支援プロジェクト

2023年5月期（2023年5月1日～5月31日）分配停止に関するお知らせ

掲題のファンドシリーズ（以下、「本ファンドシリーズ」といいます。）につきまして、2021年12月14日付「ペルー小口債務者支援プロジェクト 分配停止に関するお知らせ」でご報告申し上げた2021年11月期の運用環境が当月期においても継続しておりますので、ご案内させていただきます。

【対象ファンド】ペルー小口債務者支援プロジェクト34号～45号

なお、上記対象ファンドは本ファンドシリーズで運用中のファンド号すべてです。

本ファンドシリーズの概要

クラウドクレジット・ファンディング合同会社（以下、「本営業者」といいます。）が Crowdcredit Peru S.A.C.（以下、「ペルーグループ会社」といいます。）に貸し付けた資金で、ペルーグループ会社が現地で債権回収業を営む Kobranzas S.A.C.社のグループ会社である COLECTA S.A.C.社（以下、Kobranzas S.A.C.社とともに総称して「Kobza グループ」といいます。）と共同で現地金融機関から零細企業向けや消費者向けの延滞債権を額面よりも安く購入し、Kobza グループに債権回収を委託して収益を得ることを目指すファンドです。

ペルーグループ会社は購入した延滞債権の回収で得られる資金をもとに本営業者へ返済を行い、本営業者がかかる返済金をもとに本ファンドシリーズの分配を行います。

当月期（2023年5月期）における分配停止の理由

当月期においても2021年11月期より継続する下記の状況が解消されていません。

- ペルーグループ会社が、同社が Kobza グループとの間で締結する協業契約において、Kobza グループが十分に義務を履行していない（以下、「義務不履行」）可能性を認めること
- そのことで、本営業者が、Kobza グループの義務不履行が事実ならば投資家の皆様が本来得るべき利益を損なう可能性があると判断すること
- Kobza グループからペルーグループ会社への支払額が、ペルーグループ会社の合意無く、契約上支払うべき延滞債権の回収金の一部に留まっていること

ペルーグループ会社は Kobza グループの義務不履行が確認された時点より、その解消に向けて現地弁



護士を交えて同グループとのコミュニケーションを図っていますが、当月期末時点において、Kobza グループから誠意ある提案または対応を受けられていません。

2022年6月期、こういった状況を踏まえて、ペルーグループ会社は現地民事裁判所で Kobza グループの資産差押えを申立てました。これはペルーグループ会社が購入した延滞債権とその延滞債権からの回収額を保護しながら Kobza グループと建設的に対話をすることを意図したものでした。しかし、2022年10月期に現地民事裁判所が上記資産差し押さえの請求を棄却しました。

棄却理由の詳細を現地弁護士に照会したところ、以下の回答を受けています。

- ・ ペルーグループ会社、Kobza グループ間のオペレーションが契約に沿って履行された証跡が乏しく、Kobza グループの義務不履行に十分な法的根拠を求めることが難しい
- ・ ペルーグループ会社が差し押さえ対象とする金額が客觀性に欠け法的根拠が明確でない

また、ペルーグループ会社は Kobza グループに対し、以下の対応を進めています。

- ・ 仲裁措置
- ・ 上記、民事裁判所によって棄却された差し押さえ申請について、民事裁判所から指摘のあった書類等の見直しを図り、仲裁裁判所管轄下における再申請に向けた準備

加えて、現地弁護士より Kobza グループの代表者個人を横領の罪で刑事告訴する事が可能という報告がありました。刑事告訴に踏み切る場合は、代表者個人だけではなく、関与した Kobza グループの社員全員に対して取り調べが実行されるため、Kobza グループ側に仲裁裁判の内容に早急に合意させるための強制力となり得ると判断し、対応を進めています。

また、Kobza グループに対する請求額の妥当性検証、延滞債権の評価査定、同グループによる不当な引出し額の調査等を目的として、ペルーグループ会社は経済専門家の起用を検討しています。これによる費用は生じるもの、判決後の和解額・支払い請求額に関して公平性が保証され、仲裁裁判の判決に優位に働くと判断したためです。

本営業者は、上記法的措置のための費用をファンド負担費用として支払うことを意図して、必要な資金を留保するために分配を停止します。

本営業者は、ペルーグループ会社と Kobza グループとの協議に進展があり次第、投資家の皆様の利益を最大化することを目的として分配再開の方針等を決定し、ご報告いたします。なお、法的措置等の費用に関しましても、状況が流動的ではありますかが進展があり次第ご報告させて頂きます。

当月期時点における対象ファンドの分配率(分配済金額/出資金額)は下表の通りです。

ペルー小口債務者支援プロジェクト 34 号	114%
ペルー小口債務者支援プロジェクト 35 号	113%
ペルー小口債務者支援プロジェクト 36 号	110%

ペルー小口債務者支援プロジェクト 37 号	109%
ペルー小口債務者支援プロジェクト 38 号	106%
ペルー小口債務者支援プロジェクト 39 号	106%
ペルー小口債務者支援プロジェクト 40 号	102%
ペルー小口債務者支援プロジェクト 41 号	102%
ペルー小口債務者支援プロジェクト 42 号	98%
ペルー小口債務者支援プロジェクト 43 号	96%
ペルー小口債務者支援プロジェクト 44 号	92%
ペルー小口債務者支援プロジェクト 45 号	92%

今後の対応

投資家の皆様に向けて、本営業者は、対象ファンドにおいて分配できるめどが立ち次第すみやかにその旨をお知らせするとともに、分配の手続を再開いたします。また、それ以外にも報告すべき事象を認め次第、ご報告申し上げます。ご心配をおかげして大変恐縮ではございますが、続報をお待ちいただけますようよろしくお願ひ申し上げます。

会社概要（クラウドクレジット・ファンディング合同会社）

【代表社員】 クラウドクレジット株式会社

【設立年月】 2016 年 3 月

【資 本 金】 1,000,000 円

【住 所】 東京都中央区日本橋茅場町一丁目 8 番 1 号